

警察本部長等に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年八月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十五号

警察本部長等に対する事務委任規則の一部を改正する規則

警察本部長等に対する事務委任規則（昭和四十六年広島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号(ハ)及び第三条第二号(三)中「こと」の下に「及び知事が電子入札により締結する契約に関すること」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。